

6 農地の有効利用へ向けた取組み事例

事例に学ぶ（県内の動き）

●1支店1農場構想に基づくJA支援組織が発展

高松市檀紙特定農業団体とまゆみ農事組合法人【高松市】

1支店1農場構想に基づきJAの支店管内に高松市檀紙特定農業団体を設立し、水田経営所得安定対策に加入した。

当初の経営内容は水稲のみであったが、特定農業団体内部の話し合い活動を進める中、支店管内で耕作放棄されてしまいそうな転作田を管理してほしいといった要望が寄せられるようになった。

耕作を他者に依頼したいという農地については、JAや特定農業団体の役員、地元農業委員が十分把握していたものの、付近に当該農地の貸り入れを希望する担い手がいない状況であった。

そこで、特定農業団体内で協議の上、管理の手法は転作麦の作付に決定し、機動的に動けるよう特定農業団体から有志を募り、別組織の「まゆみ農事組合法人」を設立して管理耕作に乗り出すこととなった。

まゆみ農事組合法人はコンバインの共同利用を核にすべての作業を共同化し、JA、農業改良普及センター等の関係機関と密接に連携しながら活動している。

経理については、法人で経理担当者を選任し、農業会議の指導の下、自立的な組織運営を始めている。

(参考:麦作付面積)

平成20年産麦3.7ha、21年産麦5.2ha、22年産麦7ha(計画)



ヒント

きっかけは交付金の要件確保であっても前向きな話し合い活動を続けていく中で新しい動きにつなげていくことができます。

収益性の低い事業でも、収益を個人配分しないなどやり方によって耕作放棄地の解消ができます。

●新規作物の導入でリフレッシュ！

ブドウ畑をオリーブで!【多度津町】

デラウエアなどのブドウ栽培が盛んであった地域であるが、価格の低迷や担い手不足などにより傾斜地の耕作放棄地が増加。

耕作放棄地再生利用事業を活用して新規作物であるオリーブを植栽し、耕作放棄地解消の機運を高めた。

栽培管理に関してはJAに部会組織を設置し活動することとなっている。

耕作放棄地解消面積：40a

新規就農者がオリーブで地域の農地を再生【小豆島町】

園主は、島内で生産されたオリーブが島内業者によって加工され、価格や取引が安定していることに魅力を感じ、祖父所有のスモモ園が耕作放棄地となっていたのを自力でオリーブ園に再生。

平成19年には町の助成を受けて200本あまりのオリーブを植栽。

園地の周辺には同様の耕作放棄地が多く、近隣農家から次々と農地貸出しの要請が舞い込んでいる。

平成20年には法人を設立し、現在、2.6haのオリーブ園を経営しており、さらに新たに借り受けた農地の再生も行っている。

(参考：オリーブにより解消された耕作放棄地面積)

3.2ha

ヒント

県内の他地区では、すでに特産品として従来から栽培されていても、地域によっては新規作物としての新鮮味があり、取組みの気運が高まることがあります。

地域では見慣れているために魅力が薄れつつあるものでも、違う視点から見ると十分魅力あることに気づくこともあります。

●農地の情報を地域で共有して情報発信する

農業委員の活躍(徹底した調査と戸別訪問)【観音寺市】

平成4年から遊休農地の1筆ごとの実態調査と、地区農業委員による徹底した戸別訪問により耕作放棄地の解消に取り組んでいる。

調査は平坦地域で7月末から8月末、中山間地域で11月から12月にかけて実施。

農地パトロールの後、実態調査票で把握し、農業委員が農家の意向調査を実施している。その結果をもとに、地区別検討会等で解消策を詰め、現場に何度も足を運んで、所有者に対して、担い手への利用集積又は自己管理の徹底の指導を行うなど説得に努めている。

参考:解消された耕作放棄地面積平成20年度平坦地域のみで8.7ha(160筆)

農地情報をネット検索で【東かがわ市】

全国農業会議所が開設しているインターネットサイト「農地情報検索システム」に、農地を登録する「空き農地バンク事業」を立ち上げている。

これまでに登録された1.6haのうち、0.8haが耕作者とのマッチングにつながり、効果的な情報提供と積極的な斡旋活動につながっている。

ヒント

既存の組織や役割を少し挺入れするだけでも効果が上がります

「足で稼ぐ」方法と「ネットを活用する」方法のどちらも有効な手段です

● 景観作物で耕作放棄地の解消と地域の活性化

中山間地域等直接支払制度を利用した花き栽培【三豊市】

三豊市仁尾町は、現在も県内で有数のみかん産地として認知されているが、高齢化や後継者不足にあることに変わりはなく、他作物への転換を余儀なくされる中、耕作放棄地も年々増加していた。

こうした中、農家の転出により耕作放棄地化されていた14aの耕地を利用権設定し、マーガレットなどの花きを栽培している。

地区内の子ども会などの組織と連携して管理を行い、花の摘み取りを自由としているので、地域住民相互の交流や親子のふれあいの場となっている。

入場無料の花畑で耕作放棄地を解消【三豊市】

三豊市詫間町荘内地区は、花き栽培が農業産出額の8割を占める地域であったが、野菜などの施設園芸への経営転換や高齢化などにより花きの栽培面積も減少傾向である。

これらのことにより、集団的に耕作放棄地化していた田畑を有効活用して地域の活性化につなげられないかという声が地元から上がり、平成4年に詫間町花いっぱい運動を立ち上げ、平成7年にフラワーパーク浦島を開設した。

平成18年には市町合併を契機に、「花と浦島イベント実行委員会」と組織名を改めた。

現在は限られた面積での運営であるが、県内外から多くの人々が訪れて花を愛でるとともに花摘みイベントも開催するなど、「花と浦島伝説の里たくま」として地域を広くPRしている。



ヒント

地域の特産物を活用することは重要です
農業生産以外の利用方法を検討することにより、農業以外にも関係者の輪が広がります

●新規参入者を地域で育てて将来の担い手に育成する

農地管理公社の斡旋仲介と新規参入者を育成する仕組みが機能【善通寺市】

善通寺市においては、果樹栽培における新規就農者を募集し、農業技術習得を通じて農業経営者として自立することを支援する制度（善通寺市農地管理公社新規就農者育成事業）に取り組んでおり、これが耕作放棄地の解消にもつながっている。

この制度は、県外からの就農希望者に対して市内果樹農家の下で栽培技術などの研修を実施し、人件費、家賃補助、農家への委託料を市が負担するとともに、市農地管理公社が耕作放棄地を集積した上で斡旋仲介を行っており、現時点で60aの耕作放棄地解消につながった。

今後は農地整備や果樹棚の設置への支援を行うこととしている。

（参考：解消された耕作放棄地面積） 0.6ha（計画は1.2ha）

耕作放棄地が他産業企業の新規参入に貢献【東かがわ市】

東かがわ市では、昭和50年代に新規造成した桑園（3.6ha）の共同利用による規模拡大などにより、養蚕経営の近代化を進めていた。しかし、その後、海外の安価な生糸が輸入されるようになったことから、養蚕農家の経営は急激に悪化し、規模縮小や撤退を余儀なくされて、平成7年にはすべての養蚕経営がなくなった。

このため、桑園の耕作放棄地化が進行し、近年ではサルの餌場になるなど、問題が発生していた。

一方、建設業界では公共事業の減少などにより、新たな業種として農業への参入を模索していたところであり、農業委員会、JA、農業改良普及センターが市役所とともに、建設業者の新規参入の支援を行っている。

現在の計画では、耕作放棄地となった桑園の農地への再生作業に補助事業を活用する一方、利用権設定や土壌改良、栽培技術指導などを行うこととしている。



ヒント

大切なのは地元の受け入れ体制がいかに整っているか？
企業による農業経営で、給料を支払う雇用形態であれば人材はもっと集まるかもしれません

●さまざまな人たちが新しい農地の担い手へ

オリーブ振興事業による耕作放棄地の解消【小豆島町】

平成15年、「小豆島・内海町オリーブ振興特区」の認定。

農地所有者から町が農地を借り受け、株式会社等へ転貸する方式。

取り組んでいる企業は9社、農業の担い手不足、地場産業が停滞する中で小豆島の貴重な地域資源であるオリーブ栽培に、加工業者等自らが耕作放棄地を利用して取り組んでいる。

加工用果実の増産により、オリーブオイル・化粧品等の加工業が活性化されるとともに、耕作放棄地が有効活用され、さらにグリーンツーリズム等観光業の振興にも寄与しており、オリーブの島作りの実現に一役買っている。



ヒント

農業関係者以外にも農地の担い手は隠れている
個人の担い手がいないなら、組織や企業が担い手に!

●活用できる事業や制度を有効に活用

耕作放棄地再生事業を利用した取り組み【土庄町】

各地で耕作放棄地が増加する中、自治会が中心となり農地・水・環境保全向上対策に取り組むほか、耕作放棄地再生のための制度（耕作放棄地再生緊急対策交付金、耕作放棄地再生利用支援事業）を活用し、本格的な再生活動に着手。

取り組み主体は認定農業者2名であるので、再生に要する経費負担も最小限での取り組みが可能。

将来にわたって継続できる活動が農地の最大活用につながる【三木町】

三木町南部の中山間地域において、平成12年度から中山間地域等直接支払い制度に取り組み、4集落をひとつの集落協定としてまとめあげ、農地の維持管理などに取り組んできた。

平成16年度から取り組んだ基盤整備事業を契機に営農組合を結成し、農業機械の共同利用体制が整い、ライスセンターやコンバインの共同利用が始まった。

平成17年からはイノシシ対策に取り組む中、イノシシの解体処理設備を整え、新たな収入源確保としての取り組みも始まった。

平成18年にはエコファーマーを取得して特色ある米作りを行い、米の独自販売も行っている。

また、農地・水・環境保全向上対策にも平成19年度から取り組むとともに、集会場の再整備を契機に農村レストランもできあがり、これからの集落の発展に夢がふくらんできている。

ヒント

補助事業や支援制度は上手に活用して地域の発展につなげる

交付された資金を活用するための話し合い活動の方向が重要

【あとがき】

○この手引きで示した「地域段階での話し合い活動」は大規模農家や営農組合的な組織、兼業農家、市民農園利用者などが多様な農業の担い手として活躍し、非農家をも巻き込んだ「地域コミュニティ」を形成し、伝統文化や環境を維持するなどの活動を通じて耕作放棄地が発生するのを未然に防止しようという考え方です。

必要に応じて、補助事業などの各種制度や政策を利用しながら、根気よく永続できる取り組みとして進めてください。

○「地域段階での話し合い活動」は「地域組織」という表現をとりました。地域組織で話し合い、合意形成する内容は、「これからの農業をみんなで考え、みんなで取り組んでいくこと」と理解してください。

機械の共同利用や農作業の受託などの取組みは、話し合い活動の結果として行なわれるものであって、道沿いに花を植えただけでもきっかけとしては十分な取り組みです。

対策チームが認識しておいてほしいことは、花を植えたことだけにとどまらず、それを礎に継続的な話し合い活動を継続し、もっと充実した活動へと発展させることが重要であるということです。

○自分たちの地域の将来は自分たちで決める時代が来ています。どのような地域・集落にするかは地元で判断し、そのための取り組みを対策チームが中心となって国や県の支援措置を活用しながらサポートするよう心がけてください。

平成22年1月

耕作放棄地対策マニュアル作成チーム

農政水産部農業経営課	課長補佐	光崎	伸和
東讃農業改良普及センター	副主幹	仲本	孝幸
中讃農業改良普及センター	主任	三野	勝道
西讃農業改良普及センター	主任	岡田	彰夫

